

利用上の注意

1 本報告について

- (1) 本報告は、製造業について「令和3年経済センサス・活動調査」の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について東京都分を独自に集計したものである。
 - ・ 個人経営を除く事業所であること
 - ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- (2) 本報告の結果は、以下の点から、今後公表する予定の「令和3年経済センサス・活動調査報告（産業横断的集計 東京都概況）」の製造業の結果とは異なる。
 - ・ 集計対象等が異なること
 - ・ 従業者数、付加価値額の項目は、工業統計調査（以下「工業統計」という。）の集計における定義に合わせた形で再集計していること
- (3) 経済センサス・活動調査（以下「活動調査」という。）は、今回の調査が3回目である。

平成28年及び平成24年の数値は、それぞれ、活動調査の第1回（平成24年実施）、第2回（平成28年実施）の調査結果、その他の年次の数値は工業統計（全数調査年）の結果に基づくものである。

昭和50年以降の工業統計では、昭和50年から昭和55年までの各年及び昭和58年以降平成20年までの西暦の末尾0、3、5、8年の年に、全事業所を対象とした調査を実施し、その他の年は従業者4人以上の事業所を対象としていた。工業統計で全事業所を対象とした調査を実施したのは、平成20年調査が最後であり、以降は活動調査で実施している。なお、工業統計は、2020年調査をもって中止（廃止）された。
- (4) 調査結果のうち、事業所数、産出事業所数、従業者数については、令和3年活動調査は令和3年6月1日現在、平成28年活動調査は平成28年6月1日現在、平成24年活動調査は平成24年2月1日現在、工業統計は調査年の12月31日現在の数値である。

一方、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額等の経理事項については、活動調査は各調査年の前年の1年間、工業統計は各調査年の1年間の数値である。
- (5) 本報告の結果は、主に以下の点で、これまでの活動調査及び工業統計とは接続しない部分があり、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。
 - ① 調査対象事業所の把握方法

令和3年活動調査における調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。
 - ② 集計対象の変更

令和3年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であるが、平成28年活動調査においては、事業所数、従業者数については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額は、これらの調査分を含まない集計結果である。また、平成24年活動調査及び工業統計は個人経営を含んだ集計結果である。

③ 消費税の取扱い

平成28年活動調査以降においては、製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した(ただし、在庫額については、「ガイドライン」に従って、税込み補正処理の対象外としている。)。一方、平成24年以前の活動調査及び工業統計は、消費税込みで把握しているが、「有形固定資産」、「製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額」及び「品目別製造品在庫額」については、消費税抜きで回答されていた場合であっても、そのままの金額を用いて結果表として集計している。

なお、消費税率は調査当時の税率であり、現行の税率(10%)と異なる。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

④ 産業分類改定

ア 日本標準産業分類の第11回改定(平成14年3月7日総務省告示第139号、平成14年10月1日適用)が実施され、旧小分類「新聞業」、「出版業」が大分類「製造業」から大分類「情報通信業」に移行したため、平成13年以前の数値は、「新聞業」、「出版業」に格付けされた事業所を除いている。

なお、日本標準産業分類の第12回改定(平成19年11月6日総務省告示第618号、平成20年4月1日適用)が実施されたため、平成19年以前と平成20年の産業別の数値は接続しない。

イ 日本標準産業分類の第13回改定(平成25年10月30日付総務省告示第405号、平成26年4月1日適用)に伴い、平成26年工業統計より工業統計調査用産業分類も改定された。改定内容については別表1のとおりである。

⑤ その他

ア 「従業員10~29人」の事業所については、平成17年までは、西暦末尾0、5年については「内訳調査」として、製造品の年初及び年末の在庫額、半製品及び仕掛品の年初及び年末価額並びに減価償却額について調査することで付加価値額を算出し、それ以外の年は粗付加価値額を算出していた。

イ 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、製造品出荷額等、付加価値額、原材料使用額等については平成18年以前の数値とは接続しない。

ウ 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者(1か月以上)」の区分に変更を行った。このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf

2 調査の概要

(1) 調査の目的

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

(3) 調査日

令和3年6月1日

(4) 調査対象

① 甲調査

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所

ア 大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所

イ 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所

ウ 大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所

エ 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

② 乙調査

国及び地方公共団体の事業所

3 産業分類

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本報告における例外については次のとおりである。

本報告	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2) 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

① 一般的な方法

ア 製造品が単品のみ事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。

イ 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

② 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により産業を決定しているものがある。

具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の 11 産業である。

(3) 「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲は、次のとおりである。

分類	製造品名	分類	製造品名
13	家具・装備品	325	がん具・運動用具
1521	プラスチック製版	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
1695	写真フィルム（乾板を含む）	3271	漆器
2051	手袋	3282	畳
215	耐火物	3283	うちわ・扇子・ちょうちん
2179	と石	3284	ほうき・ブラシ
2199	模造真珠	3285	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）
2531	歯車	3289	洋傘・和傘・同部分品
2739	目盛りのついた三角定規	3289	魔法瓶
2741	注射筒	3292	看板・標識機
2744	義歯	3293	パレット
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	3294	モデル・模型
3229	かつら	3295	工業用模型
3231	時計側	3296	レコード
324	楽器	3297	眼鏡

(4) 本報告の表、グラフなどで用いる産業名の略称は、別表 2 のとおりである。

4 記号及び注記

(1) 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「0」「0.0」…… 表章単位未満

「-」…… 皆無又は該当数値なし

「…」…… 該当数値が不詳又は不明（未調査、未集計のために数値が得られないもの等）

「△」…… マイナスの数値

「x」…… 秘匿数値(※)

※ 「x」は、集計対象となる事業所が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

なお、事業所数、従業者数については秘匿していない。

- (2) 単位未満は四捨五入しているため、総数と内訳の計、増減数、増減率、構成比については一致しない場合がある。

5 その他

本報告に掲載された統計データ等を引用・転載する場合には、東京都総務局統計部『令和3年経済センサス・活動調査報告（産業別集計 東京の製造業）』から引用・転載した旨明示すること。

<別表 1 >

日本標準産業分類第13回改定に伴う工業統計調査用産業分類新旧対応表

旧	新	変更内容
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	
121 製材業, 木製品製造業	121 製材業, 木製品製造業	
1211 一般製材業	1211 一般製材業	
1212 単板(ベニヤ)製造業	1212 単板(ベニヤ)製造業	
1213 床板製造業		
1214 木材チップ製造業	1213 木材チップ製造業	分類番号の変更
1219 その他の特殊製材業	1219 その他の特殊製材業	
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	
1221 造作材製造業(建具を除く)	1221 造作材製造業(建具を除く)	
1222 合板製造業	1222 合板製造業	
1223 集成材製造業	1223 集成材製造業	
1224 建築用木製組立材料製造業	1224 建築用木製組立材料製造業	
1225 パーティクルボード製造業	1225 パーティクルボード製造業	
1226 繊維板製造業	1226 繊維板製造業	
1227 銘木製造業	1227 銘木製造業	
	1228 床板製造業	分類の移動
24 金属製品製造業	24 金属製品製造業	
243 暖房装置・配管工事用附属品製造業	243 暖房・調理等装置, 配管工事用附属品製造業	分類名の改称
2431 配管工事用附属品製造業(バルブ, コックを除く)	2431 配管工事用附属品製造業(バルブ, コックを除く)	
2432 ガス機器・石油機器製造業	2432 ガス機器・石油機器製造業	
2433 温風・温水暖房装置製造業	2433 温風・温水暖房装置製造業	
2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具, ガス機器, 石油機器を除く)	2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具, ガス機器, 石油機器を除く)	

<別表2>

産業中分類略称一覧

産業中分類番号	産業中分類名	略称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料等
11	繊維工業	繊維工業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品
13	家具・装備品製造業	家具・装備品
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙・紙加工品
15	印刷・同関連業	印刷・同関連業
16	化学工業	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革・同製品
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業	非鉄金属
24	金属製品製造業	金属製品
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産用機械
27	業務用機械器具製造業	業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子・デバイス
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報通信機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
32	その他の製造業	その他

※ 上記の産業中分類番号及び産業中分類名は、産業大分類の製造業に該当するもののみを表示している。